

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 5 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例（昭和39年3月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

（3）非紹介患者加算料

ア 医師による初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合、緊急その他やむを得ない事情がある場合及び管理者が別に定める場合を除く。イにおいて同じ。） 5,000円

イ 歯科医師による初診 3,000円

ウ 医師による再診（他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合、緊急その他やむを得ない事情がある場合及び管理者が別に定める場合を除く。エにおいて同じ。） 2,500円

エ 歯科医師による再診 1,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の町田市民病院使用条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

町田市民病院使用条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>非紹介患者加算料</u></p> <p>ア <u>医師による初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合、緊急その他やむを得ない事情がある場合及び管理者が別に定める場合を除く。イにおいて同じ。）</u> 5,000円</p> <p>イ <u>歯科医師による初診</u> 3,000円</p> <p>ウ <u>医師による再診（他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合、緊急その他やむを得ない事情がある場合及び管理者が別に定める場合を除く。エにおいて同じ。）</u> 2,500円</p> <p>エ <u>歯科医師による再診</u> 1,500円</p> <p>(4)～(17) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>非紹介患者初診加算料</u> 2,500円</p> <p>ただし、<u>他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた初診を除く。</u></p> <p>(4)～(17) 略</p> <p>3・4 略</p>